

措置状況(2023年3月末時点)

年度	テーマ	監査結果	措置状況			措置率	監査結果 件数
			措置済み	措置予定	措置困難		
2021	指定管理者制度に関する事務の執行について	指摘	38 件	1 件	0 件	96.2%	78 件
		意見	37 件	2 件	0 件		

※ 措置・・・具体的には是正行為を実施すること。

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	1	80	文化スポーツ振興部	町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課)	【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-1】 備品一覧について	維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。	○		2022年度の年度協定書に備品の管理に関する項目を追加し、当該施設の備品台帳を添付することで、双方において把握・確認する形に改めることとしました。	措置済み	2022年4月
2021	2	80	文化スポーツ振興部	町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課)	【指摘事項Ⅱ(Ⅰ)-2】 業務基準書について	業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。	○		基本協定書に公募時と選定後の時点修正等を行った最新の業務基準書を添付し、双方において把握・確認する形に改めることとしました。	措置済み	2022年4月
2021	3	87	文化スポーツ振興部	緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)	【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-1】 未納税額がある場合の欠格事由について	指定管理者に選定された共同事業者の構成事業者の1者について、法人税の延滞税に係る未納税額の記載のある納税証明書が提出されていた。 納税証明書発行日時時点で、法人税の納付は済んでおり、町田市は、2017年11月13日の指定管理者候補者選考委員会の開催以前の2017年9月19日に当該延滞税が納付されたことを確認している。未納税額は少額でもあり、実質的なリスクは低いとは考えられるが、形式的には欠格事由に該当するため、実質的に欠格事由に該当しない旨の判断を行ったのであれば、その意思決定の経緯を明確にしておくべきである。特に未納税額納付の確認については、改めて、指定管理者候補者選考委員会開催以前の日付の納税証明書を徴取し、保存しておくべきである。また、今後同様の事態が生じた場合に備え、税の未納に関する欠格事由の具体的な取扱方法について、明確に定めておくべきである。	○		2022年9月から実施した、2023年度の指定管理者選考に際しては、指摘事項を踏まえ、提出書類の確認手続き等を適切に行いました。 また、欠格事由の取扱方法の明確化に関しては、町田市指定管理者制度ガイドライン(2023年3月策定)に基づき、適正に取り扱うこととしました。	措置済み	2022年9月
2021	4	87	文化スポーツ振興部	緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)	【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-2】 業務基準書について	業務基準書については、基本協定書に添付し、最新かつ正規の業務基準書が取り交されている旨が、契約当事者間で確認できるようにしておくべきである。	○		基本協定書に公募時と選定後の時点修正等を行った最新の業務基準書を添付し、双方において把握・確認する形に改めることとしました。	措置済み	2022年4月
2021	5	88	文化スポーツ振興部	緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)	【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-3】 備品台帳について	維持管理の必要な備品に関する情報は、指定管理者が維持管理業務を行う上で、重要な情報であり、物品管理規則に基づき、更新された最新の備品台帳を年度協定書に添付し、双方において確認すべきである。	○		2022年度の年度協定書に備品の管理に関する項目を追加し、当該施設の備品台帳を添付することで、双方において把握・確認する形に改めることとしました。	措置済み	2022年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	6	88	文化スポーツ振興部	緑ヶ丘グラウンド(スポーツ振興課)	【指摘事項Ⅱ(Ⅱ)-4】事業報告書の確認について	正確な事業報告書の作成を指定管理者に対して求めるとともに、報告書確認時の検証を強化すべきである。	○		指摘事項の内容を踏まえ、事業計画・月次報告・実施報告の整合性を確認のうえ、各種書類の提出を行うよう指定管理者に対して指示するとともに、担当者間でダブルチェックを行う等、検証体制を強化しました。	措置済み	2022年8月
2021	7	92	子ども生活部	町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)	【指摘事項Ⅲ(Ⅰ)-1】指定管理者選考の日程について	申請書作成に必要な十分な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。	○		2023年度に行う次期指定管理者選考に向けて、募集要項の提示日から申請書の提出期限までの期間を40日以上設けることとしました。	措置済み	2023年3月
2021	8	101	経済観光部	町田市ふるさと農具館(農業振興課)	【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-1】備品台帳について	当初貸与品となる備品一覧については、年度協定書に添付すべきである	○		2022年度から年度協定書に備品台帳を添付することとしました。	措置済み	2022年4月
2021	9	101	経済観光部	町田市ふるさと農具館(農業振興課)	【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-2】基本協定書と年度協定書の整合性について	基本協定書と事業計画書の間には矛盾または齟齬のある場合の規定はあるが、基本協定書と年度協定書の間に対する規定がないため、業務仕様書を含む基本協定書の改訂を行うか、年度協定書が基本協定書に優先する旨を年度協定書に記載すべきである。	○		基本協定書と年度協定書の齟齬を解消するため、指定管理者と協議のうえ、年度協定書に合わせて業務仕様書を含む基本協定書の改訂を行いました。	措置済み	2022年6月
2021	10	102	経済観光部	町田市ふるさと農具館(農業振興課)	【指摘事項Ⅳ(Ⅰ)-3】指定管理料積算根拠の適切な情報提供について	施設賠償責任保険の保証限度額は、費用ひいては指定管理料の見積りにあたって、必要な項目であり、「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」及び「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」の提示段階で、明記すべきである。	○		「町田市ふるさと農具館指定管理者募集要項」及び「町田市ふるさと農具館指定管理者業務仕様書」に施設賠償責任保険の補償限度額を明記することとしました。次回(2023年度)の指定管理者公募から提示します。	措置済み	2022年3月
2021	11	106	経済観光部	町田市七国山ファーマーズセンター(農業振興課)	【指摘事項Ⅳ(Ⅱ)-1】指定管理料の支払について	新型コロナウイルス感染症の影響により、4月支払予定の指定管理料が、7月に支払われていた。新型コロナウイルス感染症の影響については、特に指定管理者の責めに帰すべき事項ではないため、第1四半期の支払については、スケジュールどおり行い、必要があれば、第2回目以降の支払において調整すべきである。また、同様の事態が今後発生することも想定し、支払が延滞した際の規定(延滞金の取決め等)を基本協定書に記載することも検討すべきである。	○		感染症等不測の事態で支払に影響が出そうな場合は、第1四半期の支払いはスケジュール通り行い、必要があれば第2四半期以降の支払にて調整することとしました。また、支払いが延滞した際は、基本協定書に基づき、協議において延滞金の取決め等を行うこととしました。	措置済み	2022年4月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	12	110	都市づくり部	金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)	【指摘事項V(I)-1】募集要項の記載事項について	非公募といえども選定の手続きについては、全て公表を行うべきであり、適切な手続きが実施されたことが検証できるよう、選定のスケジュールを募集要項に記載すべきである。	○		募集要項に選定のスケジュールを記載することとし、2022年度の指定管理者公募から提示しました。	措置済み	2022年6月
2021	13	110	都市づくり部	金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)	【指摘事項V(I)-2】業務仕様書の見直しについて	「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」で見直しが行われている変更等の内容を踏まえ、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」について見直しを行うべきである。	○		「町田市特定公共賃貸住宅等設備保守点検業務仕様書」で見直しが行われている変更等の内容を踏まえ、「町田市特定公共賃貸住宅等標準業務仕様書」の見直しを行い、内容を更新したうえで、2022年度の基本協定締結時から提示しました。	措置済み	2022年6月
2021	14	111	都市づくり部	金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)	【指摘事項V(I)-3】指定管理者選考の日程について	申請書作成に必要な準備期間を設けて、提出期限を設定すべきである。	○		2022年度に行った指定管理者選考において、募集要項の提示日から申請書の提出期限までの期間を1週間以上設けることとしました。	措置済み	2022年6月
2021	15	111	都市づくり部	金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)	【指摘事項V(I)-4】月報の確認について	月報について入手時の確認を徹底し、正しい情報の入手に努めるべきである。	○		月報入手時の確認を徹底するため、担当者間でダブルチェックを行う体制に変更するとともに、課内研修において確認時のポイントを周知しました。	措置済み	2021年9月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	16	111	都市づくり部	金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)	【指摘事項V(I)-5】事業報告書の記載内容について	<p>事業報告書には、基本的に、計画されていた事業の有無を記載するのではなく、実施した事項を記載するよう指導すべきである。「職員に対する重要課題研修の実績」については、当該施設に関する職員に関する研修実績の報告を求めるなど、当該施設の管理運営にどのように関与したかが理解できる報告書となるよう指導すべきである。「経費節減の取組」については、経費節減の取組の結果としての定量的な縮減効果の報告を求めるべきである。「市内業者の積極的活用の実績や取組」については、事業報告書に実績値を記載するよう指導すべきである。</p>	○	<p>事業報告書には、実施した事項を記載するよう指導し、2021年度事業報告書に以下の事項を反映しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設の管理運営にどのように関与したかが理解できる報告書となるよう、「職員に対する重要課題研修の実績」には、当該施設に関する職員に関する研修実績の報告をするよう指導し、2021年度事業報告書に反映しました。 ・「経費節減の取組」については、当該施設と他の市営住宅の管理を一体的に行うことで受けられるスケールメリットの効果額を数値で報告するよう指導し、2022年度事業報告書に反映しました。 ・「市内業者の積極的活用の実績や取組」については、事業報告書に実績値を記載するよう指導し、2021年度事業報告書に反映しました。 	措置済み	2023年3月
2021	17	115	都市づくり部	公園緑地課	【指摘事項VI(I)-1】事業報告書の収支状況の記載様式について	<p>第一に、収支報告の単位については、所管課がどの単位での収支報告を必要としているかによって決定する。収入については、施設ごとに把握することが可能であり、その必要もあるが、支出については施設ごとに把握できない場合もある。したがって、募集単位の収支状況の報告は全ての公園グループにおいて必須であるが、募集単位を構成する各施設の収支状況も必要であるのかは、所管課において検討する必要がある。</p> <p>第二に、収支項目については、全ての公園グループに共通のものを設定する必要がある。</p> <p>第三に、収支実績は事業計画書の収支計画と対比できるようにし、両者に乖離があった場合には、その理由を文章で簡潔に記載する必要がある。また、基本方針には規定がないが、前年度との比較も行って、重要な増減がある場合には、その理由を文章で簡潔に記載しておくことが望ましい。さらに、利用者数・利用件数と利用料収入の関係についても、必要に応じて分析することが望ましい。</p> <p>上記の点について、所管課で検討し様式を設定して、全ての指定管理者に共通の様式で収支状況を報告するよう指導することが必要である。</p>	○	<p>事業報告書の収支状況について、報告する単位を決定し、事業計画書の収支計画と対比ができる共通様式を設定しました。</p> <p>2021年度の事業報告書から、収支状況については、公園緑地課所管の全ての指定管理者から共通の様式で報告するよう指導しました。</p> <p>また、報告様式に所見欄を設け、収支の実績計画に乖離や重要な増減があった場合や、利用状況と利用料金収入の関係が必要に応じて分析し記載するよう指導しました。</p>	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項意見	措置状況		
								措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	18	116	都市づくり部	公園緑地課	【指摘事項Ⅵ(I)-2】 会計経理モニタリング及び労働条件モニタリングの不実施について	指定管理者の業務実施体制をモニタリングすることは、所管課にとって重要な業務である。したがって、2021年度においては、例えば緊急事態宣言が発出されたとしても、そのことのみを理由として会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施しないのではなく、他の所管課の動向や実施方法も参考にしながら、実施することを検討すべきである。	○	指定管理者の業務実施体制モニタリングについては、緊急事態宣言発出中においても実施方法を工夫することで、毎年度実施する方針としました。 2021年度実施時においては、緊急事態宣言の発出はなく、公園緑地課所管の全ての指定管理者への会計・経理モニタリング及び労働条件モニタリングを実施し、会計経理及び労働条件において適正に行われていることを確認しました。	措置済み	2022年3月
2021	19	136	都市づくり部	相原中央公園グループ(公園緑地課)	【指摘事項Ⅵ(IV)-1】 指定管理者から報告された収支状況の正確性について	指定管理者は、以下の点に留意して収支状況を報告すべきである。また、事業報告書を市に提出する前に、会計・税務の専門家がレビューすることも検討すべきである。 ①利用料金収入の内訳の合計と収支状況の利用料金収入を一致させるべきである。どの時点で利用料金収入を計上するかは所管課で決定し、指定管理者間で会計処理方法を統一することが望ましい。 ②自主事業に係る費用と指定管理業務に係る費用を明確に区分して収支報告書に記載すべきである。 ③基本協定書によると、指定管理料によって購入した備品等は、市に帰属するものとなっているため、指定管理者は購入時に支出として計上し、減価償却費を計上すべきではない。また、指定管理料以外の財源によって購入した固定資産の減価償却費については、所管課で指定管理業務に必要な費用であるかを確認した上で、計上の可否を判断することを検討されたい。 ④指定管理料の追加及び対応する支出も含め、収支は漏れなく計上すべきである。 ⑤消費税は毎年度正確に算定すべきである。 一方、所管課では、提出された事業報告書の内容を検討して、不備があった場合は、指定管理者に修正・再提出することを要請すべきである。指定管理者は、町田市の公園・緑地等の管理以外の業務は行っていないので、指定管理者の決算書を手入して、市に提出している事業報告書の収支と大きな差異がないかを確認することも有効である。 また、市のホームページに誤った情報を掲載することがないよう、事業報告書が正確に作成されていることを確認したうえで、当該報告書の数値に基づいて「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」を作成すべきである。	○	収支状況の報告について、以下のとおり改めました。 ①利用料金収入の計上時期について決定し、公園緑地課所管の指定管理者間で会計処理方法を統一しました。 ②自主事業に係る費用と指定管理業務に係る費用を明確に区分して収支報告書に記載するよう指導し、記載することとしました。 ③指定管理料によって購入した備品等は、減価償却費を計上しないよう指導しました。また、指定管理料以外の財源によって購入した固定資産の減価償却費については、公園緑地課で指定管理業務に必要な費用であるかを確認した上で、計上の可否を判断することとしました。 ④指定管理業務に係る収支については、漏れなく計上するよう指導しました。 ⑤消費税について算定できるよう、収支状況の報告様式を整備しました。 今後、提出された事業報告書に不備があった場合は、指定管理者へ修正・再提出の要請を徹底します。また、事業報告書が正確に作成されていることを確認したうえで「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」を作成します。	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	20	141	子ども生活部	社会福祉施設(子どもクラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-1】事業報告書の書式について	事業報告書の書式と事業計画書の書式とを対比できるようにすべきである。 一致させる方法として、事業計画書の書式を参考にして事業報告書を作成することが考えられる。	○		2021年度から、事業報告書の評価項目ごとに事業計画書を作成することとし、双方の書式が対比できるよう改めました。	措置済み	2022年3月
2021	21	142	子ども生活部	社会福祉施設(子どもクラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-2】応募団体数について	2017年5月の時点での町田市の指定管理者の応募資格については、業務を適切に実施する能力を有する団体が5団体以上となると想定されるように募集対象の拡大を行うべきであった。 例えば、募集対象の拡大のために、「市内に事務所・事業所を有する法人であること」という応募資格から市内の要件を外すことを検討すべきであったと考えられる。	○		2019年度募集の他子どもクラブから、応募資格から市内要件を外しており、本指摘事項の対象となった南大谷子どもクラブについても同様に2022年度募集の際に市内要件を外しました。	措置済み	2022年4月
2021	22	143	子ども生活部	社会福祉施設(子どもクラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅶ(Ⅱ)-3】職員配置の確認について	事業日誌のひな型に指導員名の欄を設け、その日の指導員の氏名および有資格者の人数を記載させ、担当課で確認できるようにすべきである。	○		2021年10月から、事業日誌のひな型を改定し、その日の勤務職員の記載欄を設けるよう改めました。	措置済み	2021年10月
2021	23	148	子ども生活部	南大谷子どもクラブ(児童青少年課)	【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品(Ⅰ種)の品目について	3件(ビデオプロジェクター、卓球台、リトルタイクスビクトリアキッチン)については、廃棄の手続きをとり、基本協定書の別紙2に示す備品(Ⅰ種)の品目から削除すべきである。また、1件(ダイニングキャビネット(下))については、基本協定書の別紙2に記載すべきである。	○		2022年1月には、物品における備品の定義や廃棄・追加等に関する管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。 また、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。 その後、同年3月に物品台帳へこれらを反映しました。	措置済み	2022年3月
2021	24	150	子ども生活部	南大谷子どもクラブ(児童青少年課)	【指摘事項Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧への記載漏れについて	空気清浄機について、指定管理者は、南大谷子どもクラブ備品一覧にその名称等を記載すべきである。	○		当該備品については、備品一覧に名称等を記載しました。	措置済み	2022年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	25	165	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について	事業計画の「財務・収支状況」に、指定管理業務に係る「収支の健全性」の項目を設定する必要がある。事業計画に記載された内容は収支の健全性にも関連するものであるが、指定管理業務の収支に係る健全性の視点からの目標等が示されている訳ではないことから、具体的な目標等についても併せて示す必要がある。また、「財務の安全性」についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持しているのか記載することが必要である。	○		2022年度の事業計画書から、「収支の健全性」の項目を追加しました。また、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、「財務の安全性」に維持すべき状態について、事業計画書に記載するよう指定管理者を指導しました。	措置済み	2022年5月
2021	26	166	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-2】備品のたな卸の未実施について	指定管理者は、業務仕様書に定める、年に一回の備品のたな卸しを確実に実施するとともに、市はその実施状況を把握し、必要に応じて指導等を行う必要がある。また、毎年度の実施を求められていることから、その実施結果については、毎年度の業務報告書に記載する等の対応が必要である。	○		2022年1月には、物品における備品のたな卸しの実施及び実施結果の報告に関する規定を明文化した変更基本協定を締結しました。	措置済み	2022年1月
2021	27	167	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-3】備品シールの貼付状況について	市は、未実施であった2020年度のたな卸しを補う意味も含めて、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品台帳に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。	○		2022年1月に備品シールを再発行した後、指定管理者へ貼付を指示し、当該指摘事項の対象となった備品に備品シールが貼付けられたことを確認しました。	措置済み	2022年1月
2021	28	168	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-4】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について	市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。	○		2022年1月には、備品として管理すべき範囲を明確にした変更基本協定を締結しました。	措置済み	2022年1月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	29	169	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-5】備品(Ⅱ種)の帰属の定めについて	備品(Ⅱ種)の帰属について改めて整理し、必要な場合には、基本協定書の改定等を行う必要がある。	○		2022年1月に備品(Ⅱ種)の帰属を指定管理者とする規定を明文化した変更基本協定を締結しました。	措置済み	2022年1月
2021	30	170	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【指摘事項Ⅷ(Ⅰ)-6】備品(Ⅱ種)への備品番号の付与について	2021年9月15日時点で備品(Ⅱ種)総数は37点にとどまるが、同種のものが複数存在する備品もあることから、個別に備品番号を付与し、実際の備品との対応関係を明確にして管理する必要がある。	○		個別に備品番号を付与し、実際の備品との対応関係を明確にした物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。また、同年3月、当該業務マニュアルに基づき新たな物品台帳への現況の反映が完了しました。	措置済み	2022年3月
2021	31	179	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-1】事業計画書における財務・収支状況の記載内容について	事業計画に記載された内容は、収支の健全性や財務の安全性を確保するために重要な手段であるが、それに加えて、収支の健全性については、具体的な目標等についても併せて示すことが望ましい。また、財務の安全性についても、具体的な財務比率や資金保有量等に係る目標値の設定は難しくとも、継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することが望ましい。	○		指定管理者に対し、事業計画書作成時の注意点として、収支の健全性については具体的な目標等についても示すこと、また、財務の安全性については継続的な施設運営に支障が生じることが無いよう、財務面でどのような状態を維持することを考えているのか記載することを周知しました。また、提出された際は記載内容を確認することとしました。	措置済み	2023年3月
2021	32	180	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-2】特別保育加算額の充当先について	特別保育加算額の間接経費への充当については、基本額における間接経費への充当割合を上限とすることや、特別保育時間対応の常勤職員の超過勤務及び臨時職員の加配により生じる賃金相当額については人件費に充当することを求める等、特別保育加算額を充当し得る範囲を定めることが必要である。	○		2022年5月に特別保育加算額の間接経費への充当について、各事業者の現状を確認し、充当の考え方について周知しました。また、充当割合を定める等の措置について、次期の指定管理者公募で見直しを行うこととしました。	措置済み	2022年5月
2021	33	182	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅸ(Ⅱ)-3】市からの貸与備品の明確化について	市が指定管理者に対して貸与した備品(Ⅰ種)の範囲を具体的に示し、管理責任を明確化するためにも、実際に貸与する備品(Ⅰ種)の内容を基本協定書に記載するか、基本協定書には、「備品(Ⅰ種)の種類及び数量については、別途、速やかに通知する」旨を定めた上で、備品管理簿を基礎とし、市が押印した備品(Ⅰ種)のリストを指定管理者に交付する等、より一層の明確化を図る必要がある。	○		2022年1月に物品の定義、管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。また、今後も備品の適切な管理を徹底するため、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。	措置済み	2022年1月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	指摘事項項目	指摘事項の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	34	185	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅹ(Ⅱ)-4】備品番号に基づく備品管理の徹底について	市は、改めて現在の番号が記載された備品シールを再発行した上で、指定管理者に対して、各備品への貼り直し等の対応を求め、備品管理簿に記載された備品が実際に存在することを容易に確認できる状態とする必要がある。	○		備品管理簿と実存する備品の照合を行ったうえで、市が再発行した備品シールを貼付するよう指定管理者へ指示しました。今後、備品管理簿に記載された備品に備品シールが貼付されていることの確認を行います。	措置予定	2024年1月
2021	35	186	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅹ(Ⅱ)-5】取得価格3万円未満の備品(Ⅰ種)の取扱いについて	例えば、備品(Ⅰ種)は町田市物品管理規則に基づく備品に限定し、それ以外の物品については、備品管理台帳登録外物品等とした上で、別途、必要な管理水準を定める等、取得価格3万円未満の備品(Ⅰ種)の取扱いを整理することが必要である。	○		2022年1月に物品の定義、管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。また、今後も備品の適切な管理を徹底するため、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。	措置済み	2022年1月
2021	36	187	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅹ(Ⅱ)-6】備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理すべき範囲の明確化について	市は、指定管理者に備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)として管理を求める趣旨及び必要性等を踏まえて、改めて備品として管理すべき範囲を明確にし、指定管理者に示す必要がある。	○		2022年1月に物品の定義、管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。また、今後も備品の適切な管理を徹底するため、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。	措置済み	2022年1月
2021	37	189	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【指摘事項Ⅹ(Ⅱ)-7】備品(Ⅰ種)と備品(Ⅱ種)の認識の整理について	備品(Ⅰ種)の経年劣化等により、同種の備品を指定管理者が買い替えた場合の備品の分類について改めて整理した上で、指定管理者に周知を図る必要がある。	○		2022年1月に物品の定義、管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。また、今後も備品の適切な管理を徹底するため、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。	措置済み	2021年1月
2021	38	199	子ども生活部	なかよし学童保育クラブ(児童青少年課)	【指摘事項Ⅹ(Ⅲ)1-1】収支予算書について	指定管理者に対して予算段階における収支均衡を求めるのであれば、その旨を改めて周知するとともに、収支予算書が提出された際には、所管課においても確認を徹底する必要がある。	○		指定管理者に対して収支予算書を作成する際の注意点や提出前の確認について改めて周知し、また、提出された収支予算書について所管課で記載内容を確認しました。	措置済み	2023年3月
2021	39	203	子ども生活部	山崎学童保育クラブ(児童青少年課)	【指摘事項Ⅹ(Ⅲ)2-1】備品(Ⅰ種)の購入時等における市との事前協議の徹底について	指定管理者に対して、備品(Ⅰ種)が経年劣化等により指定管理業務実施の用に供できなくなった場合には、市との事前協議を徹底する必要がある。	○		2022年1月、物品の定義、管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。また、今後も備品の適切な管理を徹底するため、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。	措置済み	2021年1月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	1	62	総務部	総務課	【意見 I-1】公の施設の網羅的な把握及び統一的な管理運営の考え方について	指定管理者制度の導入の判断は、各所管課にあることは言うまでもないが、町田市指定管理者制度運用マニュアルの作成部署である総務部総務課は、町田市の公の施設を網羅的に把握した上で、各所管課がマニュアルの考え方に沿って、適切に指定管理者制度を導入、又は導入に向けた検討を行っているか常に確認を行われない。		○	毎年度実施している指定管理者制度導入予定調査時に、指定管理制度未導入施設の検討状況についても確認することとしました。	措置済み	2023年3月
2021	2	62	総務部 政策経営部	総務課 企画政策課	【意見 I-2】指定管理者制度を含めた民間活用の検討の可否について	公の施設について指定管理者制度導入を検討したことがないとの回答があった施設においても、「町田市公共施設再編計画」において明確な方向性が示されている施設などもあるが、これらの施設を除いては、指定管理者制度を含めた民間活用のメリット・デメリットを検討の上、あるべき管理の方法を検討する必要がある。なお、検討に当たっては、総務省が公表している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」を活用するなど、他自治体の状況との比較検討することが望ましい。		○	・「指定管理の導入を検討したことのない」と回答した施設の多くは、「町田市公共施設再編計画」の対象施設でした。引き続き、「町田市公共施設再編計画」に基づき、指定管理者制度を含めた民間活力導入について検討していきます。 ・公共施設の整備にあたっては、今後も引き続き各施設に応じたあるべき管理の方法を検討するとともに、民間とのコラボレーションにより、公共施設・公共空間のより良いかたちの実現を目指していきます。	措置済み	2023年3月
2021	3	65	総務部	総務課	【意見 I-3】選定及び評価の単位について	指定管理者の選考を行った委員が、指定管理者の評価にも関わることは大変意義のあることであり、他の自治体においても参考にすべきことと考える。この点、グルーピングを行った上で選考した施設については、評価においてもグルーピング単位で評価をすることも意義を見出せる。一方、市としては、選考時の提案内容をどの程度達成したか(選考と評価の一貫性)の視点よりも、個別の施設の管理状況を評価するという視点を重視する必要があるということで、施設ごとの評価を行っている。 施設単位で所管部署が評価し、町田市指定管理者管理運営状況評価委員会が評価を検証するだけでなく、グルーピング単位で、評価又は評価を検証することにより、指定管理者そのものの業務の状況を確認することも重要である。施設単位での評価に加え、グルーピング単位での評価を検討されたい。		○	施設をグルーピングして募集した場合は、グルーピング単位で、施設の管理運営状況を評価することとしました。	措置済み	2023年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	4	66	総務部	総務課	【意見 I-4】グルーピングの考え方の統一について	市においては、スポーツ施設や公園施設について、グルーピングによる指定管理者の選定を行っている一方、多くの指定管理者施設を有する学童保育クラブなどは、1施設ごとに指定管理者を選定している。この点、施設によっては、利用者の要望等を考慮して、グルーピングができないと考える施設もある。ただし、このような点を考慮しても、地域性を考慮してグルーピングを行うことのメリットが高い場合もある。市としては、まずグルーピングすべき施設について、統一的な考えを明確にした上で、各所管部署に示されたい。		○	地域に根差した施設運営の必要性や、市内産業育成等の観点から、グルーピングが難しい施設があるため、施設ごとにグルーピングの検討を行うこととしました。	措置済み	2023年3月
2021	5	67	総務部	総務課	【意見 I-5】選定方法について	「指定管理者制度運用マニュアル」によると、公募において、応募団体が4団体以上の場合、当該公の施設所管部の部内選定会議で書類選考による第一次審査を行い、3団体に絞り、町田市指定管理者候補者選考委員会で、指定管理候補者を選定するとしている。明らかに応募者のレベルに差がある場合に、原則第一次審査で3団体に絞ることは問題ないが、僅差の場合に、4団体以上が町田市指定管理者候補者選考委員会の選考の対象となる余地を残すことを検討されたい。		○	部内選定会議においては、提案金額や類似施設の管理実績等の客観的な基準により比較できる項目を基に、第二次審査の対象を3団体に絞っており、公平性・公正性の確保の観点から適正に選定できていると判断しました。そのため、3団体に絞る現行の運用から変更しないこととしました。	措置済み	2023年3月
2021	6	67	総務部	総務課	【意見 I-6】指定管理者選考のための提出書類について(その1)	指定管理者の選考にあたり、多くが指定申請の日の属する事業年度に加え、翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書の提出が求められている。正規の事業計画書が提出されたとしても、年度当初に作成された翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、3ヶ月の実績値のみを基礎として作成されているという意味において、選考の基礎資料として、適切なものとは言いがたく、また、実態として提出できる事業者にのみ求めることとなっている現状もあり、必須の書類とせず、参考情報として任意の提出としても良いと考えられる。敢えて提出を求めるのであれば、理事会の議事録等により、正規の手続きにより作成された事業計画書及び収支予算書であることを確認すべきである。		○	提出書類の目的を再確認し、「法人等の翌事業年度の事業計画書及び収支予算書」は、提出不要とすることとしました。	措置済み	2023年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	7	68	総務部	総務課	【意見 I-7】指定管理者選考のための提出書類について(その2)	今回、監査を行った多くの施設において、「財産目録」、「都税、法人税、消費税及び地方消費税等の各納税証明書(直近1年間)」、「定款、法人の登記事項証明書」、「役員の名簿」の提出を求めている。財産目録については、参考情報として任意の提出としても良いと思われる。 国税の納税証明書については、提出目的に合わせて様式を指定することが望ましい。 登記事項証明書についても、提出目的に合わせて様式を指定した方が望ましい。定款については、そもそも登記事項証明書に加えて提出させる目的を明確にすべきであるが、提出を求める限り、最新の定款を提出させるべきである。 役員名簿については、個人情報保護の観点から、役員の名簿として必要な情報項目に絞って要求すべきであり、役員の名簿としての必要記載項目または様式を提示すべきである。		○	提出書類の目的を再確認し、以下のとおり整理しました。 ・「財産目録」「定款」は、他の提出書類の内容と重複しているため、提出不要とします。 ・「国税の納税証明書」「登記事項証明書」は、提出目的に合わせて様式を指定します。 ・「役員名簿」は、必要な情報項目に絞った様式を定め、提出を求めます。	措置済み	2023年3月
2021	8	69	総務部	総務課	【意見 I-8】マニュアルの位置づけについて	現状、外部向けには「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」、内部管理用には「町田市指定管理者制度運用マニュアル」があるが、所管部署によっては、マニュアルを指定管理者に提示して施設を管理させているケースも見られた。 市は、2022年度中に、マニュアルをガイドラインに改称し、市ホームページで公表し、それと同時に基本的方針は廃止し、2022年度(後半)以降は、ガイドライン(公表用)のみとする予定となっている。内部向けの手続きなどはガイドラインにコメント等で追記した形で運用(ガイドライン(内部向け用)する予定である。この方針については良いと考えるが、ガイドライン(公表用)とガイドライン(内部管理用)の扱いについて、ガイドラインの中で明記することにより、今までのように内部管理用のガイドラインが指定管理者に提示されないことがないように徹底されたい。		○	市の指定管理者制度の全体を記載した「町田市指定管理者制度ガイドライン」に一本化し、これを公表することとしました。	措置済み	2023年3月
2021	9	70	総務部	総務課	【意見 I-9】会計・経理実施状況チェックシートについて	「会計・経理実施状況チェックシート」及び「労働条件チェックシート」の各項目について、その手続きの趣旨を理解し、適切な手法を実施し、結果としてチェックシートが正しく利用できるよう「会計・経理モニタリング実施時の留意点」「労働条件モニタリング実施時の留意点」を作成している。特に「会計・経理実施状況チェックシート」については、会計に関する専門的な知識のないものでも理解ができるよう、着眼点や実施手法についての詳細な説明を加えると共に、その理解を深めるための研修を行うべきである。		○	モニタリング実施にあたっての理解を深めるため、専門家による施設所管課職員向けの実務研修を2023年10月以降実施する予定です。現在実施に向けて、準備しています。また、「会計・経理実施状況チェックシート」については、チェック項目を確認する書類ごとに整理し直し、着眼点や実施方法を具体的に記載しました。	措置予定	2023年10月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	10	72	総務部	総務課	【意見 I-10】物品管理の徹底について	いくつかの施設に対して現場監査を実施したところ、多くの施設において、物品リストと現物との不突合(リストにない物品の存在等)、備品シールの未貼付が散見された。また、年1回の現況確認を行っていない事例もあった。 指定管理者制度が導入されている施設に関して、備品の管理を徹底されたい。		○	物品(備品含む)管理の徹底について、改めて施設所管課へ周知しました。 また、公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果の様式を改め、物品管理の状況を確認する項目を追加しました。	措置済み	2023年3月
2021	11	72	総務部	総務課	【意見 I-11】事業継続支援金の収支報告書への計上について	市は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした施設の休止に対して、公の施設の安定的な管理運営とサービスの維持を目的として、指定管理者の事業継続を支援するための指定管理者事業継続支援金を設けている。 指定管理者から提出された2020年度収支報告書において、本事業継続支援金を収入として計上している施設と計上していない施設があるなど、必ずしも指定管理者によって収支報告上の取扱いは統一されていない。 今後、支援金を計上する場合は、市として統一の方法で計上するよう指導することが望ましい。		○	今後、支援金を交付する場合には、市が収支報告書への統一な計上方法を定めました。今後、支援金を計上することが見込まれる場合には、指定管理者に対し、統一の方法で計上するよう周知します。	措置済み	2023年3月
2021	12	73	総務部	総務課	【意見 I-12】「公の施設の指定管理者管理運営状況評価結果」での評価について	市では、指定管理者制度を導入している全施設を対象として、毎年度、管理運営状況の評価を実施している。 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の休止は、指定管理者の努力で避けられるものではないが、この新型コロナウイルス感染症の影響をどのように評価結果に反映するかについて、必ずしも施設によって統一されていない。 次年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が継続する場合には、影響を加味した目標値を設定することが望ましい。		○	新型コロナウイルス感染症による施設管理への影響の程度を事前に予測することは困難であるため、事前に目標値を見直すのではなく、影響を加味して評価することとしました。 また、統一した対応ができるよう、目標値を見直す場合には、事前に制度所管課である総務課に報告することとしました。	措置済み	2023年3月
2021	13	81	文化スポーツ振興部	町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課)	【意見 II(I)-1】3施設一括での管理者の指定によるメリットの検証について	町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場の管理者の指定にあたっては、3施設を一括して行っている。 各年度のモニタリング等で管理経費の確認は個別の施設ごとに行われており、3施設全体での総合的な検証は行われていない。指定管理期間満了後も3施設一括での管理者の指定を継続するかの是非を判断するためにも、当初想定していた費用の低減や業務効率性が確保されているか、事後的に検証することが望まれる。		○	各年度のモニタリング評価の結果等を検証したうえで、2024年4月より、現行の3施設に1施設を追加し、スケールメリットを発揮した効果的な管理運営を実施していくこととしました。	措置済み	2022年8月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	14	81	文化スポーツ振興部	町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課)	【意見Ⅱ(Ⅰ)-2】収入状況報告及び経費状況(収支)報告の確認について	指定管理期間の満了に伴う指定管理者の変更の際や新規の施設における指定管理者の選定にあたって指定管理者がどのような支出内容により事業運営を行っているかを理解しておくことは有用である。また、そのことが、民間のノウハウを今後の行政運営に取り入れることにもなるものと思われるため、支出の事実関係の確認だけではなく、当該支出がどのように事業運営に活かされているのかという観点でのモニタリングの実施が望まれる。		○	前項の管理運営状況の把握・確認に併せて、各年度のモニタリング調査ならびに指定管理期間満了時の業務報告において、指定管理者による支出がどのように事業運営に活かされているかを確認することとしました。	措置済み	2022年4月
2021	15	82	文化スポーツ振興部	町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課)	【意見Ⅱ(Ⅰ)-3】指定管理料の妥当性の検証について	当初直営で実施した場合の費用が過大になるとしても、継続して市が運営していくことによるサービス向上や費用逓減がなされた上で、中長期的に優位性がないことについては、検討を加えるべきである。		○	指定管理選考時の提案金額やモニタリング時の収支状況の確認において、町田市公共施設再編計画で示されている民間活力導入の考え方にに基づき、金額の妥当性や優位性について検証を行い、その結果を指定管理者選考やモニタリング結果に反映することとしました。	措置済み	2022年4月
2021	16	82	文化スポーツ振興部	町田市立総合体育館外2施設(スポーツ振興課)	【意見Ⅱ(Ⅰ)-4】利用者アンケートの分析について	アンケート結果に基づく広義の分析や検討は、報告書提出後の協議や管理運営状況評価において行われているとのことであるが、民間のノウハウを活かすという指定管理制度の趣旨において、利用者ニーズの分析と対応策の検討は、最重要視されている要素の一つである。指定管理者に対して、より深い分析結果と今後への提言について報告書において言及するよう求める必要がある。		○	指定管理者の月次報告書や年度報告書に、利用者アンケート結果の分析や検討内容等を反映させるとともに、対応状況等を、指定管理者と市との定例会等で確認することとしました。併せて、日常的な利用者からの意見に対し、施設掲示による回答を行う等、迅速に対応を行うこととしました。	措置済み	2022年1月
2021	17	92	子ども生活部	町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)	【意見Ⅲ(Ⅰ)-1】非公募による指定について	現在、一般財団法人川上村振興公社とは、様々な形で情報交換を行うとともに公の施設の指定管理者管理運用状況評価等のモニタリングを実施しているが、今後も、非公募による指定のほかに選択肢がないことに留意し、一般財団法人川上村振興公社及びその所管自治体である川上村との密な情報交換を継続的に実施していく必要がある。		○	これまでの対面形式による会議やメール等での情報交換に加え、2022年度から、一般財団法人川上村振興公社とオンライン形式による会議も行うこととしました。今後も引き続き、川上村および一般財団法人川上村振興公社と密な情報交換を継続的に実施します。	措置済み	2022年12月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	18	93	子ども生活部	町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)	【意見Ⅲ(Ⅰ)-2】指定管理料の妥当性について	市としては、自然休暇村のあるべき受益者負担割合を100%としている以上、今後も公費ゼロを目指すべきとなるが、教育的施設としては、一定程度の公費負担がされることは妥当であるとした場合でも、福利厚生施設として、どの水準まで公費が投入されるべきかについては検討が必要である。言い換えると、福利厚生施設としての役割と教育的施設としての役割が混在している自然休暇村において、あるべき受益者負担割合がどの程度が妥当であるかについては、現状の受益者負担割合が妥当か否かを判断するためにも、検討する必要がある。		○	関係部署と協議の結果、現行の「受益者負担の適正化に関する基本方針」のサービス区分においては、自然休暇村は「選択的で民間で類似サービスの提供があるもの」<区分Ⅳ>に分類されることが妥当であると判断しました。 なお、あるべき受益者負担割合の妥当性については、今後も引き続き検討します。	措置済み	2023年1月
2021	19	95	子ども生活部	町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)	【意見Ⅲ(Ⅰ)-3】業務仕様書について	一般財団法人川上村振興公社が継続して受託しているため、詳細な業務基準が定義されていない状況であっても特に支障なく管理運営業務は実施されているが、業務仕様書は、指定管理者管理運営状況評価の業務履行状況の確認の前提となるものであり、可能な限り、具体的かつ定量的に定義することを検討する必要がある。		○	2023年度の指定管理者選考に向け、業務仕様書に具体的かつ定量的な業務基準を定めました。 今後、新たな業務仕様書に基づき、2023年度の指定管理者選考を行います。	措置済み	2023年3月
2021	20	95	子ども生活部	町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)	【意見Ⅲ(Ⅰ)-4】精算項目の確認について	所管課は、精算書の全ての支出においては請求書、領収書、預金通帳等の原始証憑による確認を行っていなかったが、精算を行う支出については、実施が翌年度となったとしても、試査ベースではなく全件の精査を行う必要がある。		○	2021年度分の精算書の全ての支出について、原始証憑による確認を行いました。 今後も引き続き全件の精査を行います。	措置済み	2022年4月
2021	21	96	子ども生活部	町田市自然休暇村(大地沢青少年センター)	【意見Ⅲ(Ⅰ)-5】管理物件の修繕等について	有償の施設として、不適当な状況であるため、引き続き協議を進め、安全性の確認や概算費用の見積については、実施した上で、修繕を行う必要がある。		○	不適当な状況を是正するため、2023年度に修繕を行うこととしました。	措置済み	2023年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	22	102	経済観光部	町田市ふるさと農具館(農業振興課)	【意見Ⅳ(Ⅰ)-1】入館者数の報告について	地域交流の場でもあるため、現在の入館者数も意味のある統計であるが、展示施設としてのふるさと農具館への入館者に関する月次業務報告による統計だけでなく、年度報告としても報告することが望ましい。また、必要があれば、公の施設の指定管理者管理運営状況評価における施設利用者数の指標に含めることも検討されたい。		○	2022年度から、展示施設としてのふるさと農具館への入館者数についても年度報告を求め、今後の事業分析の参考とします。入館者数を公の施設の指定管理者管理運営状況評価における施設利用者数の指標に含めることについては、現在、既存の指標である「施設利用者数」において、指定管理事業の実績である入館者数だけでなく、自主事業の実績を含めた施設の敷地内に訪問した人数全てを事業成果として評価しています。そのため、入館者数といった特定の実績を評価するのではなく、既存の指標により総合的に実績を評価することが適正であると判断したため、引き続き「施設利用者数」を指標とすることとしました。	措置済み	2023年3月
2021	23	112	都市づくり部	金森市民住宅・忠生市民住宅(住宅課)	【意見Ⅴ(Ⅰ)-1】指定管理料の妥当性の検証について	指定管理者制度と直営を比較するに当たって、2007年度の町田市直営による事務経費との比較表は、最新の直営による事務経費との比較でなければ正確な比較は出来ない。今後、新たな指定期間において指定管理者を評価する際には、指定管理業務に係る経費との比較だけでなく、指定管理者制度を導入したことによる効果も含め総合的に評価する必要がある。		○	2022年度に実施した指定管理者の選定において、最新の事務経費を用いて直営の想定を行い、比較表を更新したうえで、指定管理を導入したことによる住民サービス向上等の効果も含めた総合的な評価を行いました。評価の結果、当該施設においては、直営と比較して指定管理者の方が総合的な評価が高い結果となりました。	措置済み	2022年7月
2021	24	117	都市づくり部	公園緑地課	【意見Ⅵ(Ⅰ)-1】指定管理者による備品の現況確認の方法について	指定管理者によっては、備品の現況確認の目的や方法が十分に理解されていないことがある。特に、指定管理者が初めて現況確認を実施する際には、事前にその目的や方法を丁寧に説明することが必要である。また、指定管理者から報告を受けるのみではなく、指定管理者に現況確認の方法を質問したり、現場を訪問した際に実際に何件か抽出して現況確認をしたりする方法によって、指定管理者による備品の現況確認が適切に行われているかを確認することが望ましい。		○	備品の現況確認方法について、十分に理解がされていない指定管理者に対し改めて指導し、現況の再確認を行いました。	措置済み	2021年12月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	25	124	都市づくり部	町田中央公園グループ(公園緑地課)	【意見Ⅵ(Ⅱ)-1】間接費の計上の妥当性について	間接費の計上認められる場合と金額について、所管課としての考え方を整理し、担当者によって判断が異なるようにしておくことが望ましい。金額の妥当性については、指定管理者に算定根拠を確認することも考えられるが、現金支出を伴わない費用であるため、所管課がその妥当性を検証することが難しい場合もある。したがって、金額の上限を決めておき、上限額を超えていないかをチェックすることも考えられる。		○	間接費の計上について、各指定管理者の現状について確認を行いました。今後の指定管理者選定時においては、間接費の計上内訳根拠を提出様式に追加し、外部学識経験者で構成する選考委員会により計上額の妥当性について検証を行うこととしました。	措置済み	2023年3月
2021	26	131	都市づくり部	小野路公園グループ(公園緑地課)	【意見Ⅵ(Ⅲ)-1】指定管理者の収支状況について	業務の委託範囲の見直しや光熱費の削減等によって収支状況を改善する余地がないか、運営方法を見直すことが望ましい。また、費用削減の取組みと併せて、各施設の利用料収入の増加に向けて、小野路グラウンドにおけるテレビ番組などの撮影の誘致や、稼働率の低い施設の自主事業による活用などの取組みを促進していくことが望ましい。		○	収支状況の改善に向け、光熱水費等の費用削減を行うよう指定管理者へ指導しました。また、自主事業の活用等による利用料金収入の増加に向けた取組みについて指定管理者へ指導し、テレビ番組などの撮影誘致を行いました。	措置済み	2022年3月
2021	27	138	都市づくり部	相原中央公園グループ(公園緑地課)	【意見Ⅵ(Ⅳ)-1】運営形態を変更したことによる市の財政に与える影響について	運営形態を変更する場合には、事前に市の財政に与える影響を分析し、指定管理者制度導入後も、従前と比べて財政負担が増えているかを検証する必要がある。財政負担が増えているということは、指定管理料が過大になっている可能性や、運営形態を再度見直した方がよい可能性がある。		○	運営形態を変更する場合に財政負担の検証が充分に行えるよう、各公園緑地の財政負担について確認する様式を設定しました。また、運営形態の変更後も財政負担が増えていないかの検証を行うこととしました。	措置済み	2022年3月
2021	28	143	子ども生活部	社会福祉施設(子どもクラブ)(児童青少年課)	【意見Ⅶ(Ⅱ)-1】備品シールについて	市の備品シールの対象でない物品であっても、町田市物品管理規則第5条(1)備品に該当する物品については、備品シールで備品番号を付すことが望ましい。		○	2022年1月に備品シールを発行した後、指定管理者へ貼付を指示し、当該指摘事項の対象となった備品に備品シールが貼付けられたことを確認しました。	措置済み	2022年1月
2021	29	150	子ども生活部	南大谷子どもクラブ(児童青少年課)	【意見Ⅶ(Ⅲ)1-1】備品一覧の備品区分について	①備品管理台帳(備品一覧)の作成に資するため、備品(Ⅰ種)、備品(Ⅱ種)及び備品(Ⅲ種)について、計上金額の基準や消耗品との区分について明確化することが望まれる。 ②寄附や移管が行われた場合の扱いを、明記することが望まれる。 ③備品一覧について、市の担当課は子どもクラブで共通の様式を定めることが望まれる。 ④備品一覧について、市は指定管理者に、年に一度実査結果を提出するよう求めることが望まれる。		○	2022年1月に物品の定義、管理方法等を整理した変更基本協定を締結しました。今後も備品の適切な管理を徹底するため、新たに物品台帳の様式及び業務マニュアルを作成し、指定管理者に通知しました。また、指定管理者に備品の実査を求め、2022年度分の実査結果の提出を受けました。	措置済み	2022年1月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	30	151	子ども生活部	南大谷子どもクラブ(児童青少年課)	【意見Ⅶ(Ⅲ)1-2】備品一覧の備品区分について	基本協定書の別紙2に記載されている備品は、南大谷子どもクラブ備品一覧の備品区分欄にもI種と記載する必要がある。		○	基本協定書の別紙2に記載されている備品と南大谷子どもクラブ備品一覧とが整合するよう、備品一覧の備品区分欄にI種と記載しました。	措置済み	2022年3月
2021	31	156	子ども生活部	小山子どもクラブ(児童青少年課)	【意見Ⅶ(Ⅲ)2-1】応募が1者であったことについて	「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020年2月改定)の第4.5募集の方法において、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項の配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。		○	すべての子どもクラブにおける指定管理者制度の応募について、より多くの事業者に周知するため、2020年度及び2021年度はコロナ禍により中止としていた説明会を開催することとしました。また、募集期間を従来より2週間長く設けることとしました。	措置済み	2022年4月
2021	32	170	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【意見Ⅷ(Ⅰ)-1】事業計画書の項目について	事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目にて事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。		○	2021年度の事業計画書から、事業報告書における評価項目と同様の項目を設定するよう、様式を改めました。	措置済み	2021年4月
2021	33	172	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【意見Ⅷ(Ⅰ)-2】自主事業に係る事前承諾について	指定管理者が自主事業を行う際には、事前に業務計画書の提出を求めることが望ましい。		○	2021年度から、事前に業務計画書を徴取することとしました。	措置済み	2021年4月
2021	34	173	子ども生活部	町田市子ども創造キャンパスひなた村(児童青少年課)	【意見Ⅷ(Ⅰ)-3】災害時における指定管理料の調整方法等について	将来的に、新型コロナウイルス感染症の再拡大等に限らず、不可抗力的な災害等により指定管理者の運営に影響が生じた場合に備えて、指定管理料の調整方法として想定される対応方針等を整理しておくことが望ましい。		○	次期指定管理者との基本協定締結時においては、制度所管課である総務課が作成した不可抗力にかかる規定を明文化した様式に基づき、締結することとしました。	措置済み	2022年6月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	35	190	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【意見Ⅱ-1】事業計画書の項目について	事業計画書は当該年度における指定管理業務の具体的な実施計画であるとともに、指定管理者の管理運営状況を評価する上での基準の一つとなるものである。このため、年度計画時点においても、評価項目に対応した項目で事業計画書を作成するよう指定管理者に求めるとともに、実績評価の基準となるよう、できるだけ具体的な計画や目標値等を設定することが必要である。		○	2021年度の事業計画書から、事業報告書における評価項目と同様の項目を設定するよう、様式を改めました。	措置済み	2021年4月
2021	36	192	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【意見Ⅱ-2】間接経費に対する上限額の設定等について	学童保育クラブの公募においては、1者のみの応募が続いており、価格面も含めた競争にさらされていないこともあり、公募時の条件として、間接経費の上限額を設定することが望ましい。また、収支予算書において公募時における間接経費の提案額よりも増額する場合には、指定管理者から増額の必要性を聴取し、その妥当性を検証する必要がある。		○	間接経費に計上されるべき経費を精査したうえで、指定管理者公募時の条件として上限額を設定することとしました。	措置済み	2023年2月
2021	37	193	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【意見Ⅱ-3】精算対象経費に関する証拠類の提出範囲について	所管課が全ての光熱水費に係る請求書等を精査することを前提としなくとも、光熱水費について請求書等の写しの提出を求めることを検討することが望ましい。		○	指定管理者に光熱水費の請求書等の写しの提出を求めることとし、2022年5月に開催した学童保育クラブ施設長会議において、光熱水費の請求書等の写しの提出について指定管理者と合意しました。	措置済み	2022年5月
2021	38	194	子ども生活部	社会福祉施設(学童保育クラブ)(児童青少年課)	【意見Ⅱ-4】応募資格の拡大について	他の地方公共団体においては、株式会社が学童保育クラブの指定管理者に指定されている事例もある。新規事業者に参入の余地を広げることによるメリットとデメリットを改めて整理し、次期の指定管理者公募時から応募資格を拡大することが望ましい。		○	学童保育クラブの事業の特性や新規事業者に参入の余地を広げることによるメリット、デメリットを踏まえ、応募資格の拡大を検討します。	措置予定	2024年3月

年度	整理番号	報告書記載頁	所管部	対象施設(所管課)	意見項目	意見の内容(報告書から抜粋)	指摘事項	意見	措置状況		
									措置等の内容及び今後の方向性	措置区分	措置完了時期
2021	39	206	子ども生活部	桜の森学童保育クラブ(児童青少年課)	【意見Ⅸ(Ⅲ)3-1】応募が1者であることについて	<p>①「町田市公の施設の指定管理者制度の基本的方針」(2020年2月改定)第4.5では、募集の方法について、「募集にあたっては、「広報まちだ」及び町田市公式ホームページ等を利用することとし、募集期間、説明会の開催、募集要項補配布方法など、応募者に十分な配慮を行うこと」と記載されている。この点、工夫してこの記載内容の実施をすることが望ましい。</p> <p>②応募者が1者のみであった場合、その事業者等が選定されること自体は、制度上問題はない。しかし、選定時の評価が著しく低い場合等、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から適切でない場合も想定される。そのような事業者等が選定されないために、あらかじめ募集要項で「応募者が1者のみの場合でも、最低基準に満たない場合には選定されず、再度公募を行う」などの記載を行うことが望ましい。</p>		○	<p>①すべての学童保育クラブにおける指定管理者制度の応募について、より多くの事業者にも周知するため、2020年度はコロナ禍により中止としていた説明会を開催することとしました。また、募集期間を従来より10日間長く設けることとしました。</p> <p>②応募者が1者のみであった場合、最低基準に満たない場合は再度公募する旨を募集要項に記載することとしました。また、再度の公募となった際にも、適切に選定できるようスケジュールを見直すこととしました。</p>	措置済み	2022年2月